

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

今年1月20日にトランプアメリカ大統領が誕生する予定です。

日米関係が、いい方向に向かうかどうかは未知数ですが、決まるのであれば、私は期待しています。

皆様方も、仕事上の相手や取引先のトップの変更は、商機をつかみ取れるか否かの大きな分岐点となることが多いのではないのでしょうか。どのような変化にも対応できる体制を整えていきたいものです。

「トピックス」

【税制改正大綱概要】(今後の国会に提出される法案では、一部項目の変更が行われる可能性があります。)

●法人税関連(中小企業者等対応分)

①所得拡大促進税制の拡充

中小企業者等が、前年度に比べて2%以上の賃上げを実施した場合、賃上げ総額の22%分が法人税から差し引かれるように拡充されます。

②研究開発税制の拡充

試験研究費の範囲に、ビッグデータ、人工知能等を活用した高付加価値なサービス開発が対象として追加されます。また、2年間の時限措置として、中小企業者等の税額控除率は現行の12%に加え、増加割合に応じて最大17%まで引き上げられます。

③中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制のうち、生産性の高い先進的な設備等を対象とした即時償却又は税額控除の対象資産に、器具備品及び建物附属設備が追加されます。

●個人所得税関連

①配偶者控除の見直し

平成30年1月から世帯主が配偶者控除を受けることができる配偶者の給与年収要件が103万円以下から150万円以下に緩和されます。ただし、世帯主の年収制限が設けられ、世帯主給与年収が1,120万円超から控除縮小、1,220万円超は控除対象外になります。これまで、世帯主の扶養内に収まるように勤務時間を抑えていたパート勤務者の働き方が変わる可能性があります。

【職員 阿部】

【経営力向上計画による借入優遇措置】

中小企業の本懐である生産性向上を目的とする、経営力向上計画の認定措置が平成28年7月1日から施行されています。

この経営力向上計画の認定を受けると、固定資産税の軽減措置を受けられる他、日本政策金融公庫による低利子融資を利用することができます。設備投資の借入れによる金利が0.9%引き下げられ、平成28年10月現在の基準利率1.21%の利率が0.31%になります。

ただし、この制度を利用するには、事前に「経営力向上計画」を各事業分野の主務大臣に提出し、認定を受けなければいけません。

主務大臣による認定の標準処理期間はおよそ30日(計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は45日)とされており、余裕を持った申請が必要です。

当法人は経営革新等支援機関の認定を受けておりますので計画申請の際は是非お声かけください。

【シニアマネージャー 大野】

「職員よりひとこと」

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

月日が経つのは早いもので、私も細川事務所に入社して9年目、今年で10年目を迎えることになりました。

まだまだ学ぶことばかりですが、改めて初心にかえり、丁寧かつ迅速な対応を心掛けようと思います。

今年も個人所得税をはじめ、様々な税制改正が予定されています。いち早く情報を収集・整理して、お客様のニーズに応じた提案、有益な情報提供ができるよう努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(職員 本田)

税務予定表

<1月>

- ・源泉所得税納期の特例分納付(1/20まで)
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出(1/31まで)
- ・償却資産の申告(1/31まで)

<2月>

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

<3月>

- ・1月決算法人の確定申告
- ・所得税確定申告(2/16~3/15まで)
- ・贈与税の申告(2/1~3/15まで)
- ・個人消費税確定申告(1/1~3/31まで)
- ・財産債務調書、国外財産調書の提出(3/15まで)